

# 第12回計画部会における委員・専門委員の 意見に対する内閣府対応案について

平成30年4月17日

第13回 計画部会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

# 実効性のある優先的検討の推進について

No	テーマ	ご意見	ご発言者	担当省庁	担当省庁における対応案
11	優先的検討	人口規模に係らず、PPP/PFI導入の効果があると考えられる事業については、VFMを省略できるようにした方が事務的な負担が少なくて済む。	佐々木専門委員	内閣府	新たに掲げる取組案No.1(新手法開発の検討)で対応する。以下を改定アクションプランに記載予定。
12	優先的検討	自治体が事業検討を行う際の効率化を図るため、実務上最初のハードルになっているVFM計算の改善が必要である。事業実施判断の際に、民間収益事業の地域活性化効果を一層重視するスタンスを明示しては如何か。	清水専門委員	内閣府	『具体的な案件形成が実際に進むように実施主体の経験に応じた支援・情報の横展開を行うとともに、実施主体の負担を軽減する柔軟性・実効性のある検討・導入手法を検討する。(平成30年度から)〈内閣府〉』
13	優先的検討	取組番号2について、優先的検討でPPP/PFI不採用と判断された事業の不採用理由を分析し、障壁になっているポイントを明確化することが必要ではないか。	清水専門委員	内閣府	現在もアンケートやヒアリングを通じて現状把握に努めており、ご意見に留意した上で、現アクションプランの施策No.2(運用上の課題抽出)を進めてまいりたい。

(※)Noは『資料1-2:第12回計画部会における委員・専門委員の意見に対する関係省庁対応案』に対応

# 優先的検討規程の策定・運用状況

## ○平成30年3月末時点の優先的検討規程の策定状況

策定主体	団体数	策定済		今後策定予定		策定済・予定団体数		策定しない (未回答含む)	
					うちH30年度中				
国	13	12	92.3%	1	0	13	100.0%	0	
地方公共団体	都道府県	47	44	93.6%	3	3	47	100.0%	0
	政令市	20	20	100.0%	0	0	20	100.0%	0
	人口20万人以上の市区	114	80	70.2%	32	22	112	98.2%	2
	小計	181	144	79.6%	35	25	179	98.9%	2
	(参考)人口20万人未満の市区町村	1,607	33	2.1%	277	35	310	19.3%	1,297
	合計	1,788	177	9.9%	312	0.0%	489	27.3%	1,299

## ○平成29年度(平成29年4月～平成30年3月)における優先的検討規程の運用状況

運用主体	策定済 団体数	規程に基づいた各検討プロセスを実施した団体数(※1)			【参考】平成32年度 までに事業費総額 10億円以上または 運営費1億円以上の 事業を実施予定と回 答した団体数(※2)
		簡易検討を実施した 団体数	詳細検討を実施した 団体数	PPP/PFI手法を採 用しない場合、その 旨を公表した団体数	
都道府県	44	13	8	1	24
政令市	20	11	10	1	14
人口20万人以上の市区	80	24	19	1	42
小計	144	48	37	3	80
(参考)人口20万人未満の市区町村	33	13	6	1	7
合計	177	61	43	4	87

(※1) 優先的検討規程の策定前に案件の検討を開始した団体を含む (※2) 平成28年10月時点の内閣府調査によるもの

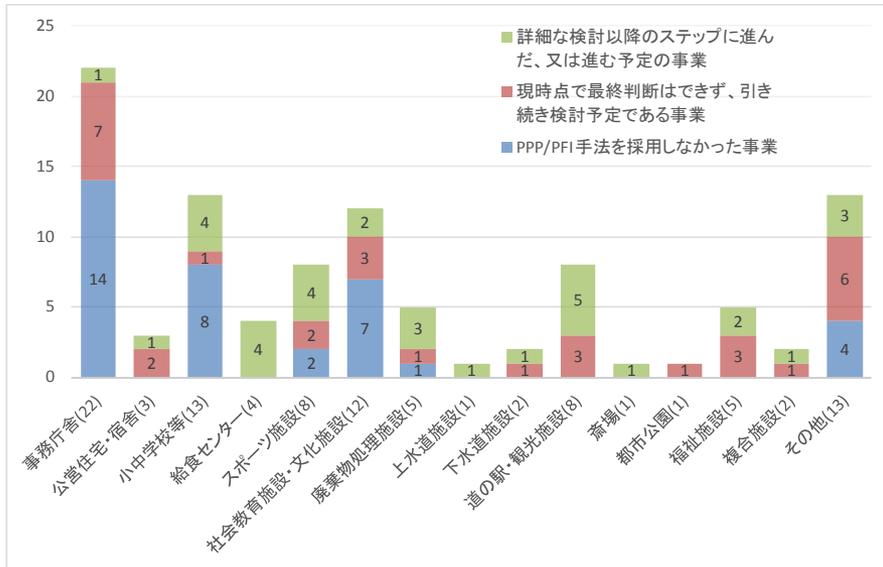
毎年度、上記の策定・運用状況を公表するとともに、ヒアリング等で把握した課題を踏まえて、今後、さらに具体的な案件形成が進むように実施主体の経験に応じた支援等を実施

- 優先的検討の優良事例の横展開の具体的推進
- 実施主体の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法の検討

# 【参考】地方公共団体の優先的検討規程の運用状況

## <事業分野別の状況(平成29年度の上半期時点)>

(1) 簡易な検討の実施件数



(2) 詳細な検討の実施件数



○簡易な検討の全体の状況(全100件)

詳細な検討以降のステップに進んだ、又は進む予定の事業の割合 : 33%  
 現時点で最終判断はできず、引き続き検討予定である事業の割合 : 31%  
 PPP/PFI手法を採用しなかった事業の割合 : 36%

○詳細な検討の全体の状況(全38件)

PPP/PFI手法を採用した、又は採用予定の事業の割合 : 39%  
 現時点で最終判断はできず、引き続き検討予定である事業の割合 : 55%  
 PPP/PFI手法を採用しなかった事業の割合 : 5%

○PPP/PFI手法を導入しなかった理由

- ✓ 簡易な検討の結果、PPP/PFI手法を導入しなかった事業は事務庁舎が多かったが、この理由としては主に、「運営費の比重等が小さくVFMが出なかった」、「事業実施にあたって時間的な制約があった」というものがあった。
- ✓ その他の分野においては、PPP/PFI手法を導入しなかった理由として、「効率的な事業実施やサービス向上が期待できなかった」、「民間事業者が参画する余地がなかった」というものが多くあげられた。

現在もアンケートやヒアリングを通じて現状把握に努めており、ご意見に留意した上で、現アクションプランの施策No.2(運用上の課題抽出)を進めてまいりたい。

# 地域プラットフォーム等を通じた案件形成の推進について

No	テーマ	ご意見	ご発言者	担当省庁	担当省庁における対応案
1	広域化・プラットフォーム	広域化を進めていく上で、プラットフォームでどのような取り組みをしていくか重要となる。	赤羽専門委員	内閣府	広域化の機運醸成も目的に地域プラットフォームへの地方公共団体の参加を広域的なものとしてきたところ。今後は、広域化による効率向上の事例紹介等を所管省庁との連携により実施していく予定。
2	プラットフォーム	地域・ブロックプラットフォームは、形成がゴールではなく、如何に案件化や広域化等の本来のゴールに繋げていくかが重要であるので、その観点(案件化への実現のためのマイルストーン管理)からPDCAを行っていくべき。	赤羽専門委員	内閣府	プラットフォームを通じた案件形成そのものを目標とするべく、国土交通省と連携を図っていく。
5	広域化	小規模自治体への普及を図るため、複数自治体による広域化のモデル作りが必要であるため、ブロックプラットフォーム等を活用した複数自治体間の対話の促進、共同発注等の事業実施方法の類型化、民間提案を想定したプロセス設計、モニタリング体制のあり方、複数自治体が関与する場合の留意点の整理等を検討してほしい。	石田専門委員	内閣府	内閣府の支援事業等を活用して、民間提案を想定したプロセス設計等の検討をしていく。
6	地域力	小規模自治体への普及を図るため、地元企業を中心となる地域完結型のモデル作りが必要であるため、規模に見合った簡易的なプロセス検討、地元企業の啓発・ノウハウ形成支援、自治体出資も含めた多様なPPP手法の整理、事業特性等を踏まえたリスク分担の整理、成功事例の普及を検討してほしい。	石田専門委員	内閣府	内閣府の支援事業等を活用して、地元企業の啓発・ノウハウ形成支援等を実施していく。

# PPP/PFI地域プラットフォームの推進

- 平成29年度末までに、52地域において地域プラットフォームの形成を支援（KPI：47（2018年度））。
- 広域化の機運醸成も目的にプラットフォームへの地方公共団体の参加を広域的なものとしてきたところ。今後は、広域化による効率向上の事例紹介等を所管省庁との連携により実施していく予定。
- KPIについて、プラットフォームを通じた案件形成そのものを目標とするべく、今後、国土交通省と連携を図っていく。

## 支援内容

地域プラットフォームが行う以下の取組に対して、実践ノウハウを有するコンサルタントを派遣し、セミナー等の開催(3回程度)を支援するとともに、計画・設置段階から支援終了後の継続的な運営体制の構築までをサポート

- 事例研究を通じたPPP/PFIのノウハウ習得
- PPP/PFIの具体案件についての官民対話
- 異業種間のネットワーク形成
- 民間提案の試行 等



- ・ 具体のPPP/PFI案件の形成
- ・ 継続的な運営体制の構築
- ・ 民間提案の推進
- ・ 事業のバンドリング、広域化

## 昨年度の支援実績

相模原市(神奈川県)

百五銀行等(三重県)

北國銀行等(石川県)

岐阜大学等(岐阜県)

京都府

宮崎県

# ブロックプラットフォームの設置・運営

・官民対話を通じて、PPP/PFIの案件形成を促進するため、産官学金で構成される地域プラットフォームを設置。

## 概要

地方ブロック単位(全国9ブロック※)でPPP/PFIに関する情報・ノウハウの共有・習得、個別案件の官民対話等を促進する場として国が設置。

### <構成メンバー>

- 産 民間事業者
- 官 都道府県、市町村 等
- 学 大学 等
- 金 地方銀行 等

※北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄ブロック

## 主な取組

### 【セミナー・ワークショップ】

PPP/PFIのノウハウや事例を共有・習得するためのセミナー・ワークショップを実施



### 【首長意見交換会】

首長同士がPPP/PFI推進上の課題や工夫を意見交換



### 【サウンディング】

自治体等が検討中の個別案件について民間事業者から意見やアイデアを聴取



# その他のご意見に対する対応案①

No	テーマ	ご意見	ご発言者	担当省庁	担当省庁における対応案
7	官民対話	PPP/PFI推進にあたり、民間にノウハウが蓄積されていないようなことをさらに任せるためには、リスク分担等を管理者と事業者でしっかりと話し合うことができるようにするなど、官民対話のあり方に工夫が必要ではないか。	財間 専門委員	内閣府	<p>内閣府の支援事業等を活用して、官民対話の推奨によって民間のノウハウや意見を企画・仕様に反映させていく事例を創っているところであり、また、事例も収集しているところである。現アクションプランの進捗状況表No.22に記載する以下取組案をアクションプランに記載予定。</p> <p>『官民対話・民間提案が一層積極的に活用されるよう、支援事業や実施事例を通じての知見の収集につとめ、既存の指針やガイドラインと併せて周知を図る。(平成30年度から)&lt;内閣府&gt;』</p>
8	高度専門家派遣	高度専門家によるアドバイス事例については、支援を受けた自治体以外にも活用可能である有意義な情報が含まれていると思うので、広く情報共有を図っていくべきである。	赤羽 専門委員	内閣府	<p>内閣府の支援事業等を活用して、事例を創っているところ、また、事例を収集しているところであり、一定の知見が収集されたところで広く情報共有につとめたい。以下を改定アクションプランに記載予定。</p> <p>『高度専門家によるアドバイス事例について、支援を受けた地方公共団体以外にも活用可能で有意義な情報は整理し、広く情報共有を図っていく。(平成30年度から)&lt;内閣府&gt;』</p>

# 「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」の周知

## 「運用ガイド」の概要

- PPP事業(PFI含む)における官民対話・事業者選定プロセスに関して、これまで先進的に取り組んできた自治体の工夫を整理し示すもの。
- 官民対話について、窓口担当部署の指定、対象事項、方法(a.マーケットサウンディング型、b.提案インセンティブ付与型、c.選抜・交渉型)などを推奨。
- また、対話後の実施事業の決定、事業者の選定などの段階についても、提案の評価、検討・実施体制、官民のリスク分担、地元企業の参画機会の確保などについて留意点を提示。



## 民間提案制度を導入する地方公共団体の増加

- 『鳥取市公共施設整備等におけるPPP導入検討指針』(平成29年10月)
- 盛岡市『PPP/PFI民間提案等ガイドブック(案)』(平成30年)

# 民間提案活用支援(内閣府支援事業)

## ■対象事業:大府駅東駐車場及び自転車駐車場整備事業

- ・大府駅周辺に点在する駐車場及び自転車駐車場を集約化した立体駐車場の新設整備
- ・必要な駐車場機能を確保しつつ、駅前の立地・余剰空間を活用する民間のアイデアを募集
- ・民間事業者の提案を求めることで、よりよい市民サービス提供の実現を期待

## ■提案募集のプロセスと支援内容

提案公募要領の公表

提案公募要領案の作成

(PFI手法と比較して優位な場合には、PPP手法も提案として認める。)

事前説明・相談の  
実施

提案の受付

提案のとりまとめ・  
評価

本公募手続きにおいて導入したPFI手法以外の提案の取り扱いや、インセンティブ付与の考え方等について、支援対象団体の評価・検討に資する論点等を整理

結果の通知・公表

提案を活用した事業  
内容・条件の検討

最終的に採用された提案は、定期借地権方式によるものであったため、定期借地権方式による事業の実施に際して留意すべき事項として論点等を整理

公募要項公表・  
公募開始

事業者決定

# 高度専門家による課題検討支援

## 概要

コンセッション事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律・会計・税務・金融等の高度な専門的知識を有する専門家を派遣し、情報提供、助言等の支援を実施

## 過年度の支援実績

### ■ (仮称)大阪新美術館の運営事業【平成28年度】

美術館運営へのコンセッション事業導入における課題を整理し、解決に向けた高度専門的な支援を実施

- 学芸業務の分担及び学芸員の帰属の整理
  - 官民の業務分担・リスク分担等の整理
  - 想定される事業スキームにおける運営権対価、VFM、事業収支の算定
- 等

### ■ 広域廃棄物処理施設整備事業(南伊豆町)【平成29年度】

広域型の廃棄物処理施設運営の新しい事業方式(コンセッション型BOT方式)導入における課題を整理し、解決に向けた高度専門的な支援を実施

- 地方交付税措置の適用に関する調整
  - 必要な行政手続きと留意点の整理
  - 官民の適正なリスク分担等の整理
  - 想定される事業スキームにおけるVFM、事業収支の算定
- 等

## その他のご意見に対する対応案②

No	テーマ	ご意見	ご発言者	担当省庁	担当省庁における対応案
3	広域化	広域化の論点を内閣府が取り纏めるべきである。	赤羽専門委員	内閣府	広域化については、PPP/PFI推進の所掌を超えているため、計画部会でご意見頂いたことを関係省庁に情報共有する。なお、現アクションプランに既に推進施策を掲げている(進捗状況表No.26,28等)ので、それらの取組を着実に実行してまいりたい。
4	広域化	広域化の重要性についてのメッセージ等を国から発信してもらえるとありがたい。	佐々木専門委員	内閣府	例えば汚水処理については平成30年1月に通達を发出する等、各省庁・個別事業分野でメッセージ発信を行っており、今後も必要に応じた取組を進めて頂くよう各省庁と連携を図っていく。
9	PRE	公的不動産を活用する際、廃校等はコミュニティビジネスというミクロな世界で動かしていく必要がある。このためにはボトムアップ的な取り組みが必要であるため、内閣府で地方創生に関する施策を進めていると思うがそれと抱き合わせにする形で推進していくことが必要ではないか。	大西専門委員	内閣府	内閣府地方創生推進事務局では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」に基づき、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図る「稼げるまちづくり」を推進するため、これまで取りまとめた、地方都市における稼げるまちづくり取組事例集「地域のチャレンジ100」や地方創生に資する不動産流動化・証券化事例集の周知を図り、稼げるまちづくりの取組の全国展開を図っているところ。地方創生に資する公的不動産の有効活用の推進という観点から、府内で連携を図っていく。 内閣府PPP/PFI推進室では、上記事例集をプラットフォームで周知を図る等府内で連携を図り、地方創生に資する公的不動産の有効活用を推進していく。
10	PRE	市場性の低い公的不動産は活用がなかなか進まない。コンパクトでネットワーク化されたまちづくりとコミュニティの活性化が必要だという課題認識の中で、学校跡地等の活用に悩みを抱えているため、成功事例の分析やマニュアルを示してもらえると進めやすくなるのではないかと考える。	佐々木専門委員	内閣府	新たに掲げる取組案No.4(市場性の低いPRE活用の成功エッセンス抽出)で対応する。以下を改定アクションプランに記載予定。 『特に市場性の低い地域の低未利用公的不動産は、有効活用が困難であるので、経験値の少ない地方公共団体に対しても分かりやすいように配慮した情報の横展開を図る。 例えば、市場性の低い地域であっても有効活用が図られている優良事例を収集し、共通する成功要素や他地域でも活用できる知見等を抽出することや、平成30年3月に改定した「公的不動産(PRE)の民間活用の手引き」の周知等を通じ、地方公共団体が積極的に公的不動産の有効活用を図るような環境の整備を進める。 (平成30年度から)〈内閣府・国土交通省・関係府省〉』

# その他のご意見に対する対応案③

No	テーマ	ご意見	ご発言者	担当省庁	担当省庁における対応案
14	公共施設等総合管理計画・個別施設計画	公共施設等総合管理計画の策定はほぼ完了したが、その後当然に進められるべき実行及び前段階である個別施設計画の策定が緩んでいるように思われる。個別施設計画が総合管理計画と整合性を持ち将来サステナブルなものにするため、整合性の取れた個別施設計画を策定・公表すべきというメッセージを総務省または内閣府から出す必要があるのではないか。総合管理計画はそもそも将来更新費用の不足を解消できるように実行すべき計画であるので、総務省からあらためて総合管理計画の趣旨を再確認するメッセージの発信を検討してほしい。	根本部会長代理	内閣府	経済・財政一体改革推進会議(平成29年12月)で、個別施設計画の策定の進捗にあわせ、総合管理計画の見直し・充実化を図ることを確認した。
15	公共施設の非保有	公共施設を保有しないことの意義についての検証を行い、保有しないことの意義が確認できる分野については、リース活用時の補助金のイコールフットディングを検討すべきである。	根本部会長代理	内閣府	保有しないケースの事例を今後情報収集する中で、保有しないことの効果や問題点等を整理し、情報提供が相応しい事項については地方公共団体に分かりやすく情報提供する。
16	公共施設の非保有	公営住宅や学校は借上げや賃借でも良いことになっているが、補助金上不利である。補助金を考えれば自治体は自分で資産を持った方が良いことになるので、リース活用時のイコールフットディングを検討すべきである。	根本部会長代理	内閣府	保有しないケースの事例を今後情報収集し、保有しないことの効果や問題点等を整理する。また、情報提供が相応しい事項については地方公共団体に分かりやすく情報提供する。
17	公共施設の非保有	公共施設を保有しないことの意義と課題について、管理者等や住民の理解を深めるための取組が必要ではないか。	石田専門委員	内閣府	保有しないケースの事例を今後情報収集し、保有しないことの効果や問題点等を整理する。また、情報提供が相応しい事項については地方公共団体に分かりやすく情報提供する。

# その他のご意見に対する対応案④

No	テーマ	ご意見	ご発言者	担当省庁	担当省庁における対応案
18	分析	導入がすすまない自治体について地域の実情の把握や進まない理由分析をして、それを展開していくことが必要。	財間専門委員	内閣府	<p>新たに掲げる取組案No.9(期間満了案件の効果検証)で対応する。以下を改定アクションプランに記載予定。</p> <p>『事業期間が満了したPPP/PFI事業について、事業期間中に発生した効果・課題等を官民双方の視点から検証するとともに、まだ多くの地方公共団体でPPP/PFI事業の導入が進まない理由を分析する。(平成30年度から)&lt;内閣府&gt;』</p>
19	分析	民間事業者にとってはリスクの分析や利益を創出し続けられるかのシミュレーションが重要。そういった対応するためにこれまで不十分であった情報等はないかの検証が必要。その上で官民がリスク分担して最終的な合意形成までのステップが踏めるようにするための情報整備が必要である。	鈴木専門委員	内閣府	
20	分析	資料Aにおける期間満了案件の検証は非常に重要。その上で、プラスの面とマイナスの面を合わせて公開することで自治体の不安を和らげることが可能であり、また効果がある分野についてはVFMの計算の省略を認めるなどのメリハリをつけた推進にもつながるのではないかな。	大西専門委員	内閣府	
21	情報展開	経験値の少ない自治体職員にも分かりやすいような情報提供を心掛けるべきであり、例えば動画の活用や事業実施のプロセスを自治体の職員目線で追体験できるような解説の仕方を工夫すべきである。	清水専門委員	内閣府	
22	コンセプション	全体の方針に異論ないが、個別論点として、コンセプション推進の上で、全ての事業分野に共通した方法論を提唱することは危険ではないか。特に観光系をはじめとするソフト面の充実が必要な事業分野では、地域や現場の実情を踏まえて効果を検証していく対応が求められるのではないかな。	廻専門委員	内閣府	各事業で地域や現場の実情を踏まえた検討がなされるよう、管理者等と密にコミュニケーションを図っていくことで実務的に対応を進めていく。
23	コンセプション	コンセプション事業の件数目標が「具体化」とされているが、「実施方針の発表」と明確化すべきである。	江口専門委員	内閣府	調整中

# その他のご意見に対する対応案⑤

No	テーマ	ご意見	ご発言者	担当省庁	担当省庁における対応案
32	PDCA	総論としてPDCAのCが不足しているため、その点を管理する視点がないと、次年度へのActionも立てにくく、資料3-2は改善する必要がある。また、道路や上下水道等で情報の横展開を図るという報告があったが、Cが不足している点は、それらの事業分野の進捗があまり芳しくないことから重要であると思う。	赤羽専門委員	全省庁	各施策に対する各省庁評価を進捗状況表に追加することで対応。(委員・専門委員に3/27送付)
33	PDCA	方向性については異論無いが、施策の定量的な評価や、いつまでにどのようなアウトプットをしっかりと明示することが必要ではないか。	小森専門委員	全省庁	各施策に対する各省庁評価を進捗状況表に追加することで対応。(委員・専門委員に3/27送付)
34	PDCA	いつまでに何をやるかということが把握できるようマイルストーンの設定が必要ではないか。例えば、資料1のコンセッションの進捗について、担当省庁名も入れて、競争が働くような仕組みにして進めていくことが必要ではないか。	江口専門委員	内閣府	コンセッションの詳細な進捗状況表を第13回計画部会にて報告すると共に、最終成果物として作成するPDCA資料とすることで対応。
35	PDCA	周知施策については、そもそも周知自体が目的ではなく、如何に案件化に繋げていくかが重要であるので、周知行為をしたからと言って、A評価というのは違和感を覚える。今後は、その観点(案件化への実現のためのマイルストーン管理)でPDCAを行っていく必要があるのではないか。	赤羽専門委員	内閣府	
36	PDCA	1. 全体的に、プランで掲げられた具体的なアクションを行ったというだけで、達成あるいはAの評価となっており、そのアウトプットとして何が得られたのかという観点からの評価ができていないように思います。「支援を行う」「周知する」「プラットフォームと構築する」というのは、あくまでも望ましいPFI/PPPを推進するための手段にすぎません。前回の計画部会でも、PDCAのCAがないというコメントがありましたが、Doしたかどうかのみを評価指標としているためです。もちろん、支援、周知、プラットフォームなどの手段を講じないと何も始まらないので、これらの実施をもって進捗評価することは、第1段階としては理解できます。しかし、これらの仕組みが整えば、評価ターゲットを次の段階、すなわち、よりアウトプットに近い指標に変更する必要があるように思います。 2. 評価指標を変更すれば、各アクションの効果がどれだけあるのか、課題はどこにあるのかといった、より具体的な議論が可能になります。しかし、こうした評価を行うためには、例えば、周知活動のためのセミナーでアンケートを毎回実施したり、支援事業のフォローアップ調査を実施したりする必要があります。すべてのアクションに対して実施するのは、コストがかかりますが、事例研究的に、掲げられたいくつかのアクションに絞って詳細な調査を行うことも考えられると思います。	大西専門委員	内閣府	ご指摘を踏まえて、今後は各施策の本来の目的(認知度向上・実際の検討行為促進・案件化実現等)をより意識し、実施可能な対策から各省庁で実施するよう内閣府は各省庁と連携を図っていく。